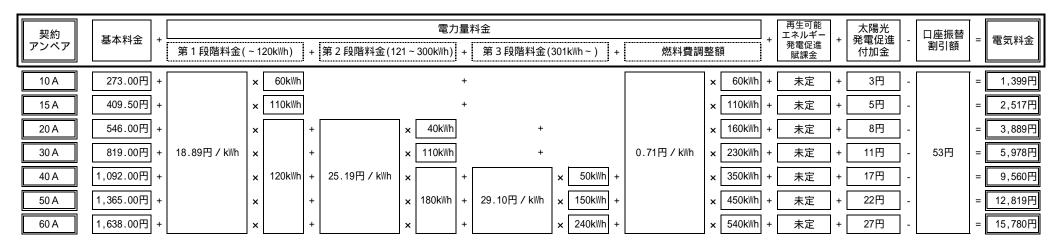
従量電灯Bのお客さまについて、契約アンペアごとの平均使用電力量()に基づき算定した場合の平成25年5月分の1月あたりの電気料金は、以下のとおりです。 10 A:60kWh/月、15 A:110kWh/月、20 A:160kWh/月、30 A:230kWh/月、40 A:350kWh/月、50 A:450kWh/月、60 A:540kWh/月



- (注1)口座振替のお客さまの場合。
- (注 2)<u>実際のお支払額には、再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれますが、平成25年 5 月分の電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金単価が、現時点に</u> <u>おいては確定していないことから、上記計算例では未定としております。</u>
- (注3)太陽光発電促進付加金は、太陽光発電促進付加金単価(平成25年5月分~平成26年3月分:0.05円/kWh)に使用電力量を乗じ、円単位未満の端数を切り捨てて算定しております。
- (注4)上記計算例には、消費税等相当額を含みます。

以 上